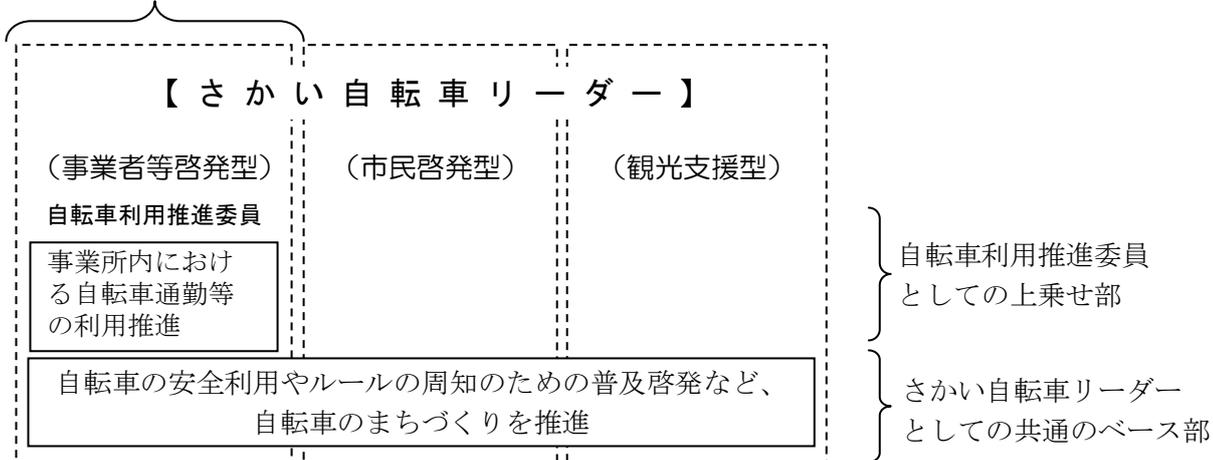


【自転車利用推進委員について】

第14条（人材の養成等）

そのうちの1つの事業として「さかい自転車リーダーの養成」

第15条（自転車利用推進委員）で規定



- (1) 堺市では、堺市自転車利用環境計画の基本理念に基づき、自転車の安全運転啓発や利用促進に主体的に率先して取り組む人材を「さかい自転車リーダー」として位置付けている。
- (2) さかい自転車リーダーは、本条例第14条で規定している（人材の養成等）のうちの1つの事業と考えており、＜事業者等啓発型＞＜市民啓発型＞＜観光支援型＞の3つのタイプを想定している。（概要は下の参考のとおり）
- (3) 本条例第15条においては、事業者等啓発型の自転車リーダーすなわち自転車利用推進委員について規定している。
- (4) 自転車利用推進委員のみ、規定している理由は以下のとおりである。
 - ①本条例第10条で、事業者等の責務として従業員への教育や指導等について規定しており、その実効性を高めるため
 - ②営業活動等で自転車を利用している事業所がたくさんあるにも関わらず、これまで市として事業所等に対しては、十分な啓発が行えていなかったため
 - ③事業所として、従業員が自転車を安全に利用するという社会的責任（企業責任）を果たしてもらうためにも、しっかりと条例に位置付けて推進していく必要があるため
 - ④企業の自転車通勤等の利用を促進するため

（参考）

＜事業者等啓発型＞事業者、商店街、自転車小売店等

- ①自転車を業務や通勤に利用している事業所において、自転車の安全利用やルールの周知について普及啓発活動
- ②事業所内における自転車利用の推進

＜市民啓発型＞自治会交通指導員、学校の先生、その他幅広く

- ①家庭や学校、地域コミュニティにおいて、自転車の安全利用やルールの周知について普及啓発活動

＜観光支援型＞観光サイクルサポーター

- ①自転車で周遊する観光客に対し、自転車の安全利用やルールの周知について普及啓発活動
- ②観光客が自転車で安全に周遊できるようサポートするとともに、自転車周遊ルート等の検討